

大分県報

平成二十九年

第二八九六号

七月七日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正……………一

告示

青少年に有害な興行の指定……………一

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………二

付保義務の発生……………二

道路占用の制限……………二

公告

競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………七

一般競争入札の実施（二件）……………九

○公安委員会規則

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月7日

大分県公安委員会委員長 小山 康 直

大分県公安委員会規則第7号

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年大分県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第7号様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該

公定歩合」を「当該基準割引率」に、「割合」を「割合（当該基準割引率に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該基準割引率に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

○告示

大分県告示第三百九十九号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十九年七月七日

大分県知事 広瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題 名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二九・ 六・二六	映画	スケベ研究室 絶倫強化計画	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
"	"	野獣の性欲II 淫らに美しく	新東宝映画	
"	"	特務課の買 いたぶり牝囚人	オーピー映画	
"	"	痴漢ー未亡人下宿 その指がとれぬ	新東宝映画	

平成二十九年七月七日

大分県報（公安委規則・告示）

一

"	"	恋人百景 フラれてフって、また濡れて
		オーピー映画

大分県告示第四百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十九年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあつた年月日
平成二十九年六月二十二日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 グループホームひだまり
- 三 代表者の氏名
山下 ヒロ子
- 四 主たる事務所の所在地
東国東郡姫島村千六百五十八番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者の中でも認知症高齢者及びその家族に対して、介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の事業を行うとともに、住み慣れた場所ので安心かつ充実した生活が続けられるように、地方自治体及び住民と協働し地域づくり及び福祉活動を行い、地域社会に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
目的の変更
事業の変更
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第四百一号

白杵市下ノ江加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十九年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 占用を制限する区域	区域
道路の種類及び路線名	
一般国道一九七号	大分市大字佐賀関字太田七五〇番四四から 大分市中央町四丁目一〇番まで
一般国道二一〇号	大分市大字久土字下葛籠一四六二番地先から 大分市大字片島字七曲り二二九八番一地先まで
一般国道二二一号	大分市末広町二丁目一五二番一地先から 大分市大字畑中字素川六七〇番一地先まで
一般国道二二二号	日田市大字川下字カバ七二二番二地先から 日田市大字大肥字吉竹四八七番三地先まで 中津市中央町一丁目二〇三番二地先から 中津市山国町長尾野字境九三三番一地先まで 中津市大字犬丸字北又二二三二五番三三から 中津市三光田口字西荒田七三三番三まで 中津市本耶馬溪町落合字前田六〇一番一から 中津市耶馬溪町大字大島字江波六七番一まで

	<p>中津市山国町長尾野字境九三三番一地从先から 日田市天瀬町出口字悪敷山三九五二番一地从先まで</p>	一般国道三八七号	<p>玖珠郡玖珠町大字日出生字浦山三〇九〇番八四から 玖珠郡九重町大字菅原字駄原五五五番五まで</p>
	<p>速見郡日出町字片向三四三二番四地从先から 杵築市大字奈多字志口三四九九番地先まで 速見郡日出町大字藤原字坂本二五八二番四から 杵築市大字馬場尾字大辻四五九番五まで</p>	一般国道三八八号	<p>日田市上津江町川原字狸穴五〇三〇番三地从先から 日田市上津江町川原字兵土山一六五五番五地先まで 佐伯市駅前二丁目三四九四番地先から 佐伯市蒲江大字葛原浦字ヲヒ谷四八六番六まで</p>
一般国道二二三号	<p>国東市安岐町塩屋字小金田一三二〇番一地从先から 国東市国見町竹田津字五郎迫二一〇七番五まで 国東市国見町竹田津字五郎迫二一〇七番六から 豊後高田市界字松田七六八番地先まで</p>	一般国道四四二号	<p>大分市大字羽屋字太田二一六番一地从先から 大分市大字今市字石合原一〇七〇番一地从先まで 大分市大字今市字石合原一〇七〇番二地从先まで 大分市大字今市字石合原一〇七〇番三地从先から 豊後大野市朝地町朝地字寺田九〇二番二まで</p>
	<p>字佐市大字横田字不部一番一地从先から 字佐市大字富山字野口一七六番二まで 中津市大字植野字飛永八一九番二から 中津市大字島田字狭間二六九番五まで</p>	一般国道四九六号	<p>竹田市大字会々字平三三二六番二から 竹田市久住町大字白丹字板木七五七三番二地先まで 日田市中津江村枌野字枌原二六六三番六から 日田市中津江村合瀬字木野駄三六三三番一地从先まで</p>
一般国道二二七号	<p>大分市大字佐賀関字太田七五〇番七九地先から 臼杵市大字佐志生字小網代四九七五番一地从先まで 臼杵市大字佐志生字小網代四九七五番一から 津久見市大字網代字丸岡二五五八番五まで 津久見市大字網代字丸岡二五五八番四から 佐伯市弥生大字小田字湧清水八九一第一一まで</p>	一般国道五〇〇号	<p>中津市山国町槻木字山奥一四番地先から 中津市山国町守実字七ツ枝二二七八番一地从先まで 別府市汐見町一〇〇番一四から 別府市大字天間字谷口四七一三番三まで 別府市大字天間字谷口四七二番四から 字佐市院内町副字上ノ出口一〇八三番四まで</p>
	<p>佐伯市白坪二五七一第一二から 佐伯市弥生大字小田字湧清水八九一第一一まで 佐伯市宇目大字南田原字桑ノ原二二七七番一地从先から 佐伯市宇目大字小野市字杉ノ内二六番一地从先まで 佐伯市宇目大字小野市字杉ノ内二六番二地从先から 豊後大野市犬飼町久原字津留一〇一九番七まで</p>	一般国道五〇二号	<p>字佐市院内町原口字原口四九五番三から 字佐市院内町日岳字山ノ迫九一二番九まで 中津市本耶馬溪町東谷字芳ケ迫五七一三番七から 中津市本耶馬溪町落合字七ツ枝一四三三番一地从先まで 臼杵市大字福良字稗尻一八八六番四から 臼杵市野津町大字西畑字堂脇四六三二番七まで 臼杵市野津町大字西畑字堂脇四六三二番七から 臼杵市野津町大字西畑字堂脇四六三二番七から 竹田市大字片ヶ瀬字山下二〇八二番五地先まで 竹田市大字片ヶ瀬字山下二〇八二番五地先まで 竹田市大字片ヶ瀬字山下二〇八二番五地先から 竹田市大字拜田原字鳥越一一五番三まで</p>
一般国道三二六号	<p>日田市大字日高字小ヶ瀬二七五七番二五地先から 日田市大字夜明字境ノ谷三七六四番六地先まで 字佐市大字樋田字瀬社一七九番五から 字佐市院内町田所字菅無田三五二番一三まで</p>	一般国道五〇二号	
一般国道三八六号			

<p>県道豊前万田線</p>	<p>中津市大字高瀬字恩代能一八三二番二地先から 中津市大字万田字万田前三九〇番二地先まで</p>	<p>県道三重野津原線</p>	<p>豊後大野市清川町白尾字京塚一五六〇番六から 豊後大野市大野町田中字永田八八番八まで</p>
<p>県道竹田五ヶ瀬線</p>	<p>竹田市大字会々字七里一四六二番二地先から 竹田市大字飛田川字山手一七二八番二地先まで</p>	<p>県道森耶馬溪線</p>	<p>玖珠郡玖珠町大字森字山ノ口二七七四番六から 玖珠郡玖珠町大字森字西奥山五三六七番三まで 中津市耶馬溪町大字深耶馬字横井場一八一一番一から 中津市耶馬溪町大字柿坂字板付七〇三番地先まで</p>
<p>県道日田鹿本線</p>	<p>日田市大山町西大山字宮ノ本九〇八番三五から 日田市前津江町大野字本村二一九七番九まで</p>	<p>県道豊後高田国東線</p>	<p>豊後高田市新地字東ノ前一九三八番二地先から 豊後高田市一畑字ナル九六四番二地先まで</p>
<p>県道別府一の宮線</p>	<p>別府市大字鶴見字鶴見九五〇番一一八から 別府市大字東山字川上堺三五七四番一四まで 別府市大字東山字川上堺三五七四番一四から 由布市湯布院町川上字市ヤシキ二三七〇番一地先まで</p>	<p>県道庄内久住線</p>	<p>豊後高田市一畑字ナル九六四番二二から 国東市国東町田深字大名方九〇五番四地先まで</p>
<p>県道天瀬阿蘇線</p>	<p>由布市湯布院町川西字ユム田一二五一番一七から 竹田市久住町大字久住字久住山四〇〇八番まで 日田市中津江村栃野字ツメノヒラ五六六九番七から 日田市上津江町上野田字黒石一〇九九番五地先まで</p>	<p>県道山香国見線</p>	<p>竹田市直入町大字下田北字下山二一一八番一〇地先から 竹田市久住町大字久住字本町六一六五番一地先まで</p>
<p>県道大分臼杵線</p>	<p>大分市大字三芳字庄原一二七八番三地先から 大分市六坊北町四三〇一番二地先まで 大分市錦町二丁目三三七二番七地先から 大分市大字宮河内字新道下四一六五番一地先まで</p>	<p>県道臼杵停車場線</p>	<p>臼杵市大字海添字浜二五七三番六から 臼杵市大字福良字稗尻一八八二番五まで</p>
<p>県道大在大分港線</p>	<p>大分市角子南二丁目一二五番地先から 大分市生石三丁目二〇番地先まで 大分市大字大在二番地先から 大分市横田二丁目一三三一番地先まで</p>	<p>県道豊後高田安岐線</p>	<p>豊後高田市新地字東ノ前一九三八番二地先から 豊後高田市田染上野字鍋山一二九二番地先まで 杵築市大田沓掛字塔尾二七五七番一地先から 杵築市大田俣水字中ノ川三三三番一地先まで</p>
<p>県道日出山香線</p>	<p>速見郡日出町大字平道字入江一八七七番四から 杵築市山香町大字久木野尾字前畑三三〇四番一地先まで</p>	<p>県道三重弥生線</p>	<p>佐伯市本匠大字堂ノ間字虫月七六五番三から 佐伯市弥生大字上小倉字染矢一一二三番一二まで</p>

県道高森竹田線	竹田市荻町馬場字岩戸五六三番六地先から 竹田市大字竹田字山手一五九六番一まで	豊後大野市三重町赤嶺字榎平二六九六番六地先から 豊後大野市千歳町下山字飛瀬元二四〇八番九まで
県道白杵坂ノ市線	白杵市大字白杵字祇園洲一七番二一から 白杵市大字江無田字楠元二〇八番一まで 白杵市大字藤河内字田中四七〇八番二から 大分市大字市尾字堤原一四〇一番一まで	大分市大字竹下字松江一〇二一番地先から 大分市大字城原字大藏屋敷三八七番六地先まで 豊後高田市黒土字三畑釜ヶ迫二九七六番二から 豊後高田市長岩屋字一ノ弘一七二二番一地先まで
県道大分挾間線	大分市大字市尾字堤原一四〇一番一地先から 大分市坂ノ市西二丁目一〇〇番地先まで	由布市挾間町古野字北屋敷ツル一三番二地先から 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目二五三番六地先まで
県道鶴崎大南線	大分市南鶴崎一丁目一番地先から 大分市大字毛井寺の前三一九番一地先まで	佐伯市鶴見大字地松浦字ニレノ木一九四五番四地先から 佐伯市字鳥越一〇一一七番二まで
県道別府湯布院線	由布市湯布院町川上字野々草一九四六番三地先から 由布市湯布院町川北字高原八九九番九一地先まで	佐伯市弥生大字床木字水田三〇一三番三から 佐伯市大字海崎字長ワリ道下三五六九番六地先まで
県道白杵津久見線	白杵市大字白杵字浜七〇一番六二から 津久見市大字上青江字鼻崎四四七一番四まで	佐伯市大字堅田字竹脇六〇〇九番二地先から 佐伯市大字木立字須留木五九一六番五一地先まで
県道佐伯弥生線	佐伯市大字上岡字脇河内二六一一番一から 佐伯市弥生大字大坂本字植松一〇二七番二まで 佐伯市大字鶴望字羽山四九五三番三から 佐伯市鶴岡町三丁目一五二一番三まで	佐伯市本匠大字笠掛字長野一六二八番一地先から 佐伯市直川大字下直見字三反畑三〇二〇番七まで 佐伯市鶴見大字地松浦字ニレノ木一九四五番四地先から 佐伯市米水津大字浦代浦字ビヤグチ一〇一七番三まで
県道糸原杵築線	国東市安岐町塩屋字伊予野原一一三三番一地先から 杵築市大字馬場尾字土手三九九番一まで	由布市湯布院町塚原字奈良山四番九地先から 別府市大字天間字上野一番四まで
県道久住高原野津原線	大分市大字上詰字尾頭一二六〇番一地先から 大分市大字竹矢字中原二一九五番一地先まで	別府市大字天間字上野一番四から 別府市大字南畑字十文字原一七五三番一一まで
県道色宮港木立線	佐伯市米水津大字色利浦字関網一五三三番一五から 佐伯市大字木立字亀ノ甲六三九八番地先まで	由布市湯布院町塚原字奈良山四番九地先から 由布市湯布院町川上字山畔三〇二二番四地先まで
県道中津港線	中津市大字定留字早田五七三番三から 中津市大字犬丸字北又二二三二五番三三三まで	宇佐市大字下拜田字上山ノ下七一三番から 宇佐市大字山本字大原六一八番二まで
県道三重新殿線	豊後大野市三重町赤嶺字上川原一七三八番から 豊後大野市三重町百枝字役場三三九〇番一五まで	大分市大字光吉字向川原九六八番一地先から 大分市大字光吉字ヒイノ元五九三番一地先まで
県道大分光吉インター線		
県道宇佐インター線		
県道鳥越湯布院線		
県道塚原天間線		
県道松浦米水津線		
県道笠掛直見停車場線		
県道長良木立線		
県道床木海崎停車場線		
県道梶寄浦佐伯線		
県道赤木吹原佐伯線		
県道小挾間大分線		
県道地蔵峠小田原線		
県道大在公共埠頭線		

県道穴井迫萩線	竹田市大字菅生字上菅生三二四番三から 竹田市萩町馬場字桜山四四三番六六地先まで
県道亀川別府線	別府市石垣西十丁目一〇〇番三四一から 別府市田の湯町二一五四番二まで
県道栃野西大山線	日田市中津江村栃野字ツメノヒラ五六七〇番三から 日田市大山町西大山字ラク畑八四九六番地先まで
県道津久見インター線	津久見市大字上青江字ミスマ三七七三番一二から 津久見市大字上青江字備後四五六九番三まで
県道小河内香々地線	豊後高田市黒土字小河内登立五六二三番三から 豊後高田市香々地字石田四〇六三番四まで
県道赤根真玉線	豊後高田市黒土字小河内登立五六二四番五から 豊後高田市西真玉字大村筒井二四八六番四まで
県道円座中津線	中津市三光佐知字早田九六二番一地先から 中津市三光佐知字六田一〇三二番二地先まで
県道戸畑日田線	日田市田島一丁目二五七番から 日田市元町三〇〇番三まで
県道小畑日田線	日田市前津江町柚木字猿掛一四八六番一から 日田市大字高瀬字銭測三三番一地先まで
県道臼木沖代線	中津市大字加来字加来原二二八三番二七四地先から 中津市沖代町一丁目六七九番一まで
県道石田引治線	玖珠郡九重町大字右田字谷尻一八九〇番二地先から 玖珠郡九重町大字引治字本村六四九番七まで
県道萩原下郡線	大分市萩原二丁目一三五番地先から 大分市大字下郡字年ノ神一五五二番一地先まで
県道湛水挾間線	大分市大字上詰字尾頭一二六〇番一地先から 大分市大字福宗字辻田一九六五番二地先まで
県道渡見成恒中津線	中津市本耶馬溪町下屋形字渡見一一三九番一から 中津市三光田口字中原八五三番一地先まで
県道西大山大野日田線	日田市前津江町大野字本村二一九七番九から 日田市前津江町柚木字猿掛一四八六番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限を開始する期日
平成二十九年七月二十一日

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十九年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
個人番号利用事務等専用端末環境調達契約
- 二 競争入札の参加者資格
1 競争入札に参加することができない場合
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四に規定する者に該当する場合
(二) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合
(三) 県税を滞納している場合
(四) 営業年数が一年未満の場合
(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である場合
(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認め

られる企業又は団体をいう。）である場合
2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

（一）経営規模
（1）自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
（2）競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）
（3）セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

（二）営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
（三）流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
1 申請の方法
県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先
大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七（五〇六）二〇六五

3 申請の時期
平成二十九年七月七日（金）から同年七月二十一日（金）までとする。

四 入札参加資格の有効期間
資格を取得した日から平成三十年三月三十一日（土）までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
1 申請書の交付場所
三の2に同じ
2 インターネットによる入手
大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/sosniki/14250/kasoka.html>

六 入札参加資格の取消し等
1 入札参加資格を取得した者が次の（一）から（三）までのいずれかに該当する場合その他知事

が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないことができる。

（一） 地方自治法施行令第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
（二） 二の1の入札に参加することができない場合の（一）から（六）までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

（三） 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
平成二十九年七月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類
CNC三次元測定機

二 競争入札の参加者の資格
1 競争入札に参加することができない場合

（一） 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合

（二） 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号）第八條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

（三） 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合
（四） 県税を滞納している場合
（五） 営業年数が一年未満の場合

（六） 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場

合

(七) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五六

3 申請の時期

平成二十九年七月七日（金）から同年八月十日（木）までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の二に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.ota.jp/soshiki/20100/nyusatsu2017.html>
六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の一の入札に参加することができない場合の(一)から(七)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成29年7月7日

大分県知事 広瀬 勝貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

個人番号利用事務等専用端末環境調達契約

(2) 納入期限

平成29年10月16日（月）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

(4) 契約期間

平成29年11月1日から平成34年10月31日までの長期継続契約とする。

ただし、納入期限は上記(2)のとおり平成29年10月16日とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、電気通信用機器としての業種登録を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) この調達に係る仕様書に基づき、大分県知事に機能等証明書を提出し、本入札への参加を認めることについて、通知を受けた者であること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場 所 上記2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 平成29年7月7日（金）から7月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5</p>	<p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2065 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/kasoka.html</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2065 (2) 日時 平成29年7月7日（金）から7月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 (2) 提出期限 平成29年8月17日（木）午前11時 時間厳守 ただし、郵送の場合は同年8月16日（水）午後5時までに必着すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎本館7階7会議室 (2) 日 時 平成29年8月17日（木）午前11時 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167 条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入 札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場 で行うものとする。</p>
---	--

<p>10 入札保証金に関する事項 見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary (1) Nature and quantity of the products to be rented Private number usage office etc. Private terminal environment procurement</p>	<p>(2) Delivery Deadline September 29, 2017</p> <p>(3) Delivery Place The place that Governor of Oita appoints</p> <p>(4) Time limit for tender 11:00 a.m. August 17, 2017</p> <p>(5) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2065</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 平成29年7月7日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の種類 CNC三次元測定機 (2) 納入期限 平成30年3月2日（金） (3) 納入場所 大分県産業科学技術センター</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者であること。 (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを待っている者であること。 (4) この調達に係る仕様書に基づき、事前に「同等品確認書（兼入札参加資格申請書）」</p>
---	---

<p>を、大分県会計管理局用度管財課物品調達班に提出した者であること。</p> <p>(5) この公告の日から下記8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成29年7月7日（金）から同年8月10日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所</p>	<p>3の(2)に同じ</p> <p>(2) 日時 3の(1)に同じ</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び日時</p> <p>(1) 場所 3の(2)に同じ</p> <p>(2) 日時 3の(1)に同じ</p> <p>6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>(2) 提出期限 平成29年8月23日（水）午後1時30分 ただし、郵送の場合は平成29年8月22日（火）午後5時までに必着のと。</p> <p>8 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館2階 入札室</p> <p>(2) 日 時 平成29年8月23日（水）午後1時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会つて行っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとす。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>10 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p>
--	--

<p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>12 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>13 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased CNC Three dimensional measuring instrument</p> <p>(2) Delivery Deadline 2 March 2018</p> <p>(3) Delivery Place Oita Industrial Research Institute 1 - 4361 - 10 Takae-Nishi, Oita city 870 - 1117</p> <p>(4) Time for limit tender 1 :30p.m. 23 August 2017</p>	<p>(5) Management Bureau Government Oita Prefectural Government 3 - 1 - 1 Ohte-machi, Oita city 870 - 8501 TEL 097 - 506 - 2956</p>
---	---